【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月20日
【会社名】	三井物産株式会社
【英訳名】	MITSUI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　飯島 彰己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長　堀 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長　堀 健一
【縦覧に供する場所】	当社中部支社 （名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号） 当社関西支社 （大阪市北区中之島二丁目３番33号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南１条西５丁目14番地の１） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜１丁目８番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

１【提出理由】

当社は、平成24年12月19日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、三井食品株式会社（以下「三井食品」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき提出するものです。

２【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

（イ）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井食品株式会社
本店の所在地	東京都中央区八丁堀二丁目10番９号
代表者の氏名	代表取締役社長　長原　光男
資本金の額	12,031百万円（平成24年３月31日現在）
純資産の額	（連結）　24,805百万円（平成24年３月31日現在） （単体）　24,575百万円（平成24年３月31日現在）
総資産の額	（連結）147,457百万円（平成24年３月31日現在） （単体）146,944百万円（平成24年３月31日現在）
事業の内容	酒類、飲料、冷凍・冷蔵食品、生鮮、農畜産物、水産物、林産物、乳製品、菓子、米穀、雑穀、小麦粉類、油脂、塩干物、瓶罐詰、簡易包装食品、麺類、氷、氷菓、惣菜、保存食品、パン類、インスタント食品、茶葉、コーヒー、漬物、健康食品、食品添加物およびその他食品の販売、輸出入並びに製造加工業。 愛玩動物の販売並びに輸出入、およびペットフード、ペット用品、動物用医薬品、飼料、園芸品、肥料の販売、輸出入並びに製造加工業。

（ロ）最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高　（百万円）	520,027	547,515	603,572
営業利益　（百万円）	3,276	3,199	3,460
経常利益　（百万円）	3,596	3,588	3,774
当期純利益（百万円）	3,966	1,794	3,964

（単体）

事業年度	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高　（百万円）	511,255	525,070	596,822
営業利益　（百万円）	3,189	3,168	3,293
経常利益　（百万円）	3,464	3,550	3,558
当期純利益（百万円）	3,863	514	3,810

（ハ）大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
三井物産株式会社	99.8706%
株式会社丸仁ホールディングス	0.1218%
髙梨 兵左衛門	0.0043%
髙梨 義郎	0.0010%
マルカン酢株式会社	0.0008%

（ニ）提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は三井食品の発行済株式総数の99.8706%を保有しており、三井食品は当社の連結子会社です。
人的関係	三井食品の役員10名（取締役７名、監査役３名）のうち、取締役５名、監査役２名は当社の役職員が兼務しております。また、当社の従業員が三井食品に出向しております。
取引関係	当社と三井食品の間には、営業上の取引関係があります。

(2)　本株式交換の目的

当社は三井食品を本株式交換により完全子会社とすることにより、グループ運営の機動性を高め、グループ経営をより一層強化し、更なる一体的且つ効率的な経営体制の確立を図ります。

(3)　本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

（イ）本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、三井食品を株式交換完全子会社とする株式交換です。当社は、会社法第796条第３項に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。三井食品は、会社法第784条第１項に基づき、略式株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。本株式交換の効力発生日は、平成25年２月５日の予定です。

（ロ）本株式交換に係る割当ての内容

当社は、株式交換契約に従い、本株式交換に際して、当社が所有する自己の普通株式を、本株式交換により当社が三井食品の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における三井食品株主（但し、当社を除く。）に対し、その所有する三井食品の普通株式１株につき当社の普通株式0.13株の割合で、割当交付します。
当社は、本株式交換により、当社が所有する自己の普通株式59,098株（予定）を交付します。但し、当社が割当交付する自己の普通株式の総数は、三井食品による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注1)単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(i)単元未満株式の買増制度（１単元（100株）への買増し）

会社法第194条第１項の規定及び定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を所有する株主が当社に対し、自己の所有する単元未満株式とあわせて１単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(ii)単元未満株式の買取制度(１単元（100株）未満株式の売却)

会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主が当社に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注2) １株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の１株に満たない端数の交付を受けることとなる三井食品の株主の皆様に対しては、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものと

します。）に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

（ハ）その他の株式交換契約の内容

当社が三井食品との間で平成24年12月19日に締結した株式交換契約の内容は以下の通りです。

株式交換契約書

三井物産株式会社（住所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号。以下「甲」という。）及び三井食品株式会社（住所：東京都中央区八丁堀二丁目10番9号。以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式（甲が有する乙の株式を除く。）の数の合計に0.13を乗じた数の甲の株式を交付し、これを、基準時における乙の株主（甲を除く。）に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式0.13株の割合をもって割り当てる。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年2月5日とする。但し、本株式交換の手続の進行その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

1 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。但し、同法第796条第4項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、第7条第2項第2号に基づいて本契約が解除された場合を除き、甲は、効力発生日の前日までに臨時株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。
3 前二項に定める手続は、本株式交換の手続の進行その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

乙は、基準時までに有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により消却する。

第7条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1 本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲は、以下の各号に定める事由が生じた場合には、乙に通知することにより本契約を解除することができる。

(1) 甲について、業務等に関する重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実をいう。）であって公表（同条第4項に定める公表をいう。）されていないもの、又は公開買付け等に関する事実（金融商品取引法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実をいう。）であって公表（同条第4項に定める公表をいう。）されていないものが存在することが判明した場合

(2) 会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合

第8条（本契約の効力）

本契約は、甲において、会社法第796条第4項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合において、効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けられなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月19日

甲 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
三 井 物 産 株 式 会 社
代表取締役社長 飯島 彰己

乙 東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
三 井 食 品 株 式 会 社
代表取締役社長 長原 光男

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社と三井食品は両社から独立した第三者機関として、当社は株式会社KPMG FASを、三井食品はプライスウォーターハウスクーパース株式会社をそれぞれ選定し、各第三者機関に対して当社及び三井食品の株式価値の算定を依頼しました。両第三者機関は、当社の株式価値については市場株価法、三井食品の株式価値についてはDCF法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)と類似会社比準法を採用し、一株当たりの株式価値を算定しました。なお、DCF法の前提とした利益計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社及び三井食品は、上記の算定結果を参考に、その後の株価及び業績等の変動見込みを勘案して双方協議の上、株式交換比率を決定し、平成24年12月19日付で、株式交換契約を締結しました。株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。

なお、上記第三者機関は、当社及び三井食品の関連当事者（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の４、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第17項）ではありません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井物産株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目２番１号
代表者の氏名	代表取締役社長 飯島 彰己
資本金の額	341,481百万円
純資産の額	（連結）現時点では確定しておりません。 （単体）現時点では確定しておりません。
総資産の額	（連結）現時点では確定しておりません。 （単体）現時点では確定しておりません。
事業の内容	鉄鋼製品、金属資源、機械・インフラ、化学品、エネルギー、生活産業などの分野における商品の販売、輸出入・外国間貿易及び製造。リテール、情報通信、技術、輸送、ファイナンスなどの総合的なサービスの提供。金属資源・エネルギーなどの資源開発事業。IT、再生可能エネルギー、環境関連事業に代表される新分野への事業投資。

以 上